

養護老人ホームにおける変更届の手続について

養護老人ホームは、老人福祉法第15条の2第2項及び介護保険法第75条に基づき、省令で定める事項に変更があった場合、その旨を都道府県知事に1月以内（特定施設は10日以内）に届け出る必要があります。変更届の提出にあたっては、下記のとおり手続きください。

記

1 届出事項及び必要な書類

別紙「変更届出必要書類一覧」のとおり

※ 届出様式は、「東京都福祉局」ホームページからダウンロードできます。（詳細別紙参照）

2 提出要領

（１） 法人に関する変更

養護老人ホームを運営している法人は、施設支援課に1部提出してください。

（２） 施設及びサービスに関する変更

施設ごとに、1部提出してください。

3 提出先及び窓口

◆東京都福祉局高齢者施策推進部 施設支援課 施設運営担当

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎 26階

電話：（03）5320-4264

変更届(養護老人ホーム) 必要書類一覧

下表の○の書類を提出してください。

(△については、特定施設の指定を受けた施設のみ提出して下さい。)

※届出様式は、下記のホームページからダウンロードできます。

HP アドレス <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/yougo/youshiki.html>

「東京都福祉局」⇒「高齢者」⇒「高齢者施設」⇒「養護老人ホーム」⇒「養護老人ホーム届出様式」

1 施設に関する変更事項

建物設備（定員の変更及び施設の建物設備、構造等）に変更が生じる案件については、必ず事前に施設整備担当に相談してください。

変更事項	老人ホーム変更届 (第11号様式) 【老人福祉法】	変更届出書 (様式第一号(五)) 【介護保険法】	添付書類				
			付表第一号(十二)	誓約書(標準様式 6)	運営規定	理事会議事録	その他
施設の名称	○	△	△		○	○	
施設の所在地	○	△	△				
管理者（施設長） の氏名・住所	不要	△	△	△		△	△辞令 △資格証（必要に応じて提出）
運営規定	○	△	△		○	○	○新旧対照表 ○必要に応じて、変更内容・理由を説明 する文書を添付
協力医療機関	不要	△	△				△医療機関との契約書等（写）
介護支援専門員	不要	△	△				△介護支援専門員一覧（標準様式 7） △資格証（カードタイプのもの） △勤務形態一覧表

2 法人に関する変更事項

変更事項	変更届出書 (別紙様式第一号(五)) 【介護保険法】	添付書類			備考
		事業所一覧	登記簿謄本	誓約書	
法人の名称	△	△	△		
法人の住所	△	△	△		
法人の電話・FAX	△	△			
法人代表者 (理事長)	△	△	△	△※	※法人が行っているサービスにつ いて添付。
法人代表者の住所 (理事長)	△	△	△		
登記事項証明書また は条例	△	△	△		当該指定事業に関する変更があっ た場合に提出。